

非課税（NISA）口座を開設する金融機関を変更するにあたってのご注意事項

このたびは、「金融商品取引業者等変更届出書」をご請求いただき、ありがとうございます。

非課税（NISA）口座を開設する金融機関を変更するにあたっては以下にご注意いただき、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に当社お客さま窓口までお問い合わせください。

【ご注意事項】

1月1日以降にNISA口座で新規買付を行なった場合（受渡分を含む）は、その年の1月1日から9月30日の間にNISA口座を開設する金融機関を変更することはできません。

2017年にNISA口座で買付をされている場合は、2018年以降の変更となります。

2018年のNISA口座を開設する金融機関を変更される場合は、2017年7月上旬に発送予定のご案内をご覧ください。

NISA口座を開設する金融機関を変更するお手続きが完了しましたら「非課税管理勘定廃止通知書」を郵送いたします。

セゾン投信株式会社

お客さま窓口

TEL : 03-3988-8668

営業時間 : 9:00~17:00

(土日祝日、年末年始を除く)

2017.1

金融商品取引業者等変更届出書

セゾン投信株式会社 御中

私は、貴社の「非課税上場株式等管理に関する約款」に基づき貴社に開設している非課税口座（変更前非課税口座）に設けられるべき非課税管理勘定を他の非課税口座に設けることとしたいので、租税特別措置法第37条の14第14項の規定により、その旨届け出ます。

届出日：20 年 月 日

セゾン投信
口座番号

お申込日の記入がない場合は当社受領日をお申込日とさせていただきます。

▼自署にてご記入ください。

フリガナ			
お名前			
ご住所	都道 府県		
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	電話番号 ()

ご注意事項

- ・1月1日以降に非課税(NISA)口座で新規買付を行っている場合(受渡分を含む)は、その年の1月1日から9月30日の間に金融商品取引業者の変更はできません。
- ・10月1日より翌年の非課税(NISA)口座を開設する金融商品取引業者の変更を行うことができます。

変更前非課税口座が開設されている営業所の名称と所在地	東京都豊島区東池袋3-1-1 セゾン投信株式会社
他の非課税口座に設けようとする非課税管理勘定の年分	平成27年 平成28年 平成29年

	本人確認	取引	入力	確認	通知
社用欄					